

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設一覧

(大気汚染防止法施行令別表第2)

	施 設	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が 50t/日以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。